

報告第28号

放棄した債権の報告について

小松島市債権管理条例（平成27年小松島市条例第13号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日報告

小松島市長 中山俊雄

放棄した債権の報告について

1 債権の名称

(昭和59年12月4日付け契約) 住宅新築資金貸付金

2 主債務者

A

3 債権の件数及び額

住宅新築資金貸付金1件

和解金の支払いにより確定した違約金877,864円

4 放棄した事由

小松島市債権管理条例第14条第1項第1号及び第2号

(理由)

主債務者 A、連帯保証人 B 及び 連帯保証人 C について、訴訟提起(平成29年12月定例会議 議案第98号可決)し、訴訟係属中に主債務者 A 及び 連帯保証人 B との和解(令和2年6月定例会議 議案第53号可決)が成立した後、第17回弁論準備手続調書(和解調書)に記載された和解金が支払われたため、主債務者 A 及び 連帯保証人 B に対して第3項記載の債権を請求することができない。また、連帯保証人 C は、生活保護法の適用を受けているに準じる状態であり、資力の回復が困難であることから、これ以上の債権回収が困難であるため。